

## コンプライアンス規程

### (総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人唐津福祉会(以下「法人」という。)のコンプライアンスの体制を構築し、及び推進するため必要な事項について定め、もって社会的信頼の維持及び公正性の確保に資することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令等 法令並びに法人の定款、規則、諸規程及び基準をいう。
- (2) コンプライアンス 法令等に従い、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な行動を実践することをいう。
- (3) 役職員 法人の業務に従事する全ての役員及び職員をいう。

### (役職員の義務)

第3条 役職員は、コンプライアンスに基づき職務を遂行しなければならない。

- 2 役職員は、社会的良識に基づき行動しなければならない。
- 3 役職員は、法令等について正しい知識を習得するように努めなければならない。
- 4 役職員は、業務の遂行に当たりコンプライアンス違反の行為が行われ、又はその疑いがある場合で、是正措置が講じられないことを知ったときは、第6条に規定するコンプライアンス委員会に対し報告し、又は相談しなければならない。
- 5 前項による報告又は相談については、当該役職員のプライバシーを尊重し、人事及び処遇の面での不利益を受けることがあってはならない。

### (禁止事項)

第4条 役職員は、次に掲げることをしてはならない。

- (1) 自らコンプライアンスに違反する行為をすること。
- (2) 他の役職員に対し、コンプライアンスに違反する行為をさせること。
- (3) 他の役職員に対し、コンプライアンスに違反する行為を教唆すること。
- (4) 他の役職員のコンプライアンス違反を黙認すること。
- (5) コンプライアンスに係る虚偽の通報又は報告を行うこと。

### (コンプライアンスの組織及び役割)

第5条 理事長は、最高責任者としてコンプライアンスの基本方針の策定及び体制の

構築及びその推進を指揮する。

- 2 理事長は、法令遵守責任者となり、具体的なコンプライアンスに係る体制の構築及びその推進を統括する。
- 3 常務理事及び施設長は、コンプライアンスに係る次の事項の体制の構築及び推進に関する業務を実施する。
  - (1) コンプライアンスに関する相談・通報の対応に関すること。
  - (2) コンプライアンスに関する不祥事の再発防止案の立案及び取りまとめに関すること。
  - (3) コンプライアンスに対する助言及び指導に関すること。
  - (4) コンプライアンス違反に対する調査及び事実認定に関すること。
  - (5) コンプライアンス委員会の事務局に関すること。
  - (6) 前各号に定めるもののほかコンプライアンスに係る体制の構築及び推進に関すること。

(コンプライアンス委員会)

第6条 福祉会は、コンプライアンスに係る体制の構築及び推進に関する次の事項について検討し、審議等を行うため、コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- (1) コンプライアンスに対する基本方針、計画及び体制の策定に関すること。
  - (2) コンプライアンスに対する関係規程、マニュアル等の策定に関すること。
  - (3) コンプライアンスに対する教育・研修計画策定及び実施に関すること。
  - (4) コンプライアンス違反行為の確認及び中止命令に関すること。
  - (5) その他コンプライアンスに係る体制の構築及び推進について必要な事項に関すること。
- 2 委員会は、常務理事及び施設長をもって構成する。
  - 3 委員長は、常務理事をもって充てる。
  - 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
  - 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長代理として、施設長の中から互選により選任する。
  - 6 委員会は必要に応じ、又は3分の1以上の委員の請求により委員長が招集する。
  - 7 委員会は、委員長を含め過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 8 特定の案件につき利害関係を有する委員がいるときは、当該案件についての審議・検討には加わらないものとする。

(懲戒処分)

第7条 法人は、コンプライアンス違反の事例が生じたときは、就業規則及び懲戒処分に関する指針その他の内部規定の定めるところにより、役職員を懲戒処分にすることができる。

(免責の制限)

第8条 役職員は、次に掲げることを理由として、自らが行ったコンプライアンス違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等についての正しい知識がなかったこと。
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと。
- (3) 法人の利益を図る目的で行ったこと。

(コンプライアンス研修会)

第9条 法人は、次に掲げる目的のため、必要に応じ、研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること。
- (2) コンプライアンスについての正しい知識を付与すること。

2 研修会の受講を命令された役職員は、必ず受講しなければならない。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。